

○議長(小林菊三君) 日程第六十六議案第八十五号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でございますので、議案第八十五号市道路線の廃止についてを補足して御説明を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっても現地を視察した後、審査に入りました。理事者より本三路線の廃止について説明を受けましたが、特に御報告申し上げるような発言もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおり御決定く

いただきますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十五

号は、委員会審査報告とより可決されました。

議長(小林菊三君) 日程第十七請願第二号生活実習訓練室(所)設置に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 請願第二号生活実習訓練室(所)設置に関する請願書に関する審査報告を申し上げます。

本請願に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の請願審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について御報告いたします。

(請願審査報告書) 別添参照

御承知のとおり、本請願は去る六月十日第二回定例会に上程され、

同日、当委員会に付託されたもので、請願内容は知恵おくれの子供たちが社会人として自立できるように、ぜひ生活実習訓練室(所)を設置してほしいというもので、六百二十七名の署名と七名の紹介議員によって提出されたものであります。

付託を受けた当委員会は、六月十二日第一回の審査を行い、当日は近隣各市における同種施設の設置状況及び運営等について理事者側の説明を求め、適当な施設を見学することを決定し、七月二十二日、東村山市の愛の園実習室及び町田市の美術工芸館を視察して、去る九月十六日第二回の審査を行ったものであります。

各委員より、他市の施設を見学し、父母と理事者側が一体となつて、気の毒な子供たちのために懸命に努力していることに感銘した。

本請願を採択し、当市としても設置に努力すべきである。また、運営については、でき上がった施設におんぶしてしまふということではなく、そういう子供たちを持つ親たちが真剣になり、施設の運営を手伝うことができるような機構とすることが必要だと思ふ。親たちを交え、

理事者も加わった専門委員会をつくって検討することと一つの方法
だと思ふなどの発言があり、採決の結果、全員異議なく、願意は
了とされるので、意に沿うよう努力されたいとの意見を付して採決と
決定した次第であります。

何とぞようしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定賜り
ますようお願いし、審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

請願第二号に対する委員会の報告は採決と決定であります。
本件は、委員会報告どおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって請願第二号は、

委員会報告どおり採決と決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十八陳情第五号防火貯水槽設置に関す
る陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委
員長から報告を願います。

（厚生委員長 関 米吉君登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 陳情第五号防火貯水槽設置に関する陳
情書に関する審査報告を申し上げます。

本陳情に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の陳情
審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について御報
告いたします。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情は、去る八月二十日開催の第四回臨時会に、本町第七町会田

村市郎会長より陳情されたもので、その内容は本町第七町内地域内に防火貯水槽を設置されたい。なお、用地については町会において責任をもって確保し、あつせんするというものであります。

当委員会は、去る九月十六日、本陳情に対する審査を行ったものであります。各委員より、本町七町会は広い道路も比較的少なく、家屋も多い。町会が責任をもって確保しあつせんするということなので、直ちに採択すべきであるという意見とともに、理事者に対し、次の質疑がありました。

一、このような陳情が行われなければ防火貯水槽ができないということでは、行政が立ちあぐれていゝのではないかと思う。今後の設置プランについて説明されたい。二、陳情書には、「用地を確保しあつせんする」というが、用地は借地となるのか、買収となるのか。理事者はどのように思っているか。三、法的に当市では幾つぐらいの防火貯水槽が必要なのか。

これに対し、担当部課長より、一、今後の設置プランであるが、

五十五年、五十六年とも五基設置を予定している。今年度分については、一基はすでに設置済みである。用地確保については、いままで消防団や町会にお願いしてきたが、地価高騰などの理由によって用地確保がむずかしくなってきた。したがって、五十三年度から市の公共用地、公園などに設置している。現在貯水槽の八〇％は民有地に設けられているが、地価高騰によってつぶれていくという要求も多い。二、陳情書の用地があつせんされた場合は、ただいま申し上げた理由により買収しなければならぬと思つてゐる。これは陳情書に関するだけでなく、買収を今後の基本方針としなければ市の防災計画は成り立たなくなると思つてゐる。三、防火貯水槽の法的設置基準は、半径百五十メートル以内に一カ所である。当市で幾つ必要かということについてはつかないなどの答弁があつて審査を終わりで、採決の結果、全員異議なく本陳情は、願意は了とされるので、意に沿うよう努力されたいとの意見を付して採択と決定した次第であります。

何とぞようしく御審議の上、当委員会報告とおり御決定賜りますようお願ひし、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 議事の都合で休憩いたします。
午後三時二十五分 休憩

午後三時二十六分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本件については、田村議員に關係がございますので除外することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

(十七番 田村市郎君退場)

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は、委員会報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五号は、委員会報告のとおり採択と決定いたしました。

(十七番 田村市郎君入場)

○議長(小林菊三君) 四十分まで休憩いたします。

午後三時二十七分 休憩

午後三時四十一分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありまうので、事務局をして報告をいたさせます。

（市川議事係長報告）

一追加議案の送付について（別添参照）

ニ昭和五十四年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に対する一部訂正について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長貫井喜代次君登壇）

○議会運営委員長（貫井喜代次君） 御指名によりまして、ただいま報告のありました追加議案の扱いにつき、先ほどの休憩中に開きました議会運営委員会の結果を御報告申し上げます。

まず追加日程の順序としては、お手元に御配付いたしましたとおり

の順で進めることとし、それぞれ即決とすること、議運としては決定した次第でございます。

ようしく議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま報告のとおり新たに提出された本四案は本日の日程に追加し、先議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって本四案は本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 追加日程第一議案第八十八号福生市助役の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、御説明申し上げよう。

まず第一に人事案件を追加日程といたしまして御審議していただくことに対して、厚く御礼申し上げる次第でございます。

では、議案第八十八号について提案理由の説明を申し上げます。本案は助役の選任に対する御同意をいただきますようお願い申し上げます。六カ月間にわたりまして助役が欠員でございましたこととおわび申し上げます。その間、いろいろと人選これ努めたわけでございますが、この際、古谷徳男が適任であると存じまして、御提案申し上げます。

履歴につきましては、お手元の議案に添付してございますが、学歴は、現在の都立農林高等学校卒業、その後、立川短期大学第二部を卒業いたしました。

職歴といたしましては、昭和二十四年一月より福生町役場に勤務、

昭和三十三年十二月に水道課長、その後、各課長を歴任いたし、四年五月より議会議務局長となり現在に至っております。

皆様、御存じのとおり行政にまた事務に精通した優秀な人物と思ひまして、ここに助役の選任御同意をお願い申し上げます。

どうか御審議をいただきまして、御可決をいただきますようお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号

は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 追加日程第二議案第八十九号福生市教育委員会の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十九号福生市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、福生市教育委員会委員でございました高崎彌太郎氏が今月末をもちまして四年間の任期が終わるわけでございますが、私といたしましてもいろいろな面から高崎さんが最も適任者と存じまして、御留任をいただきたく、再度お願いしたいと考えて、本案を提出したわけでございます。

経歴等につきましては、お手元の議案書に添付してございますが、

学歴は現在の立川高校を卒業、明治大学商学部を卒業されております。

職歴は東京府、基地等に勤務し、また会社経営等をいたしておりまして、福生町選挙管理委員会委員を歴任し、現在は保育園の経営者でございまして、教育委員といたしまして再度御同意をいただきたく、お願いを申し上げます。

よろしく御審議をいただきまして、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第四諮問第一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、諮問第一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取につきまして、その理由と内容について御説明申し上げます。

その理由といたしまして、現委員でございます田村良夫氏が、十月三十一日で任期でございしますので、再度人権擁護委員として法務大臣に

推せんいたしたいと思っておりますが、法の定めるところによりまして、議会の同意をいただく必要がございますので、本提案を申し上げます。次等でございます。

内容といたしましては、御承知のようにその経歴が示すように日本大学を卒業いたしましたから各会社に勤務、その後、島田勝三法律事務所勤務、昭和四十一年五月より保護司、現在は保護司の福生支部長の要職でありまして、法律にもある程度明るく、相談日には出席可能の方、このような点からいたしまして再度御推せんを申し上げたいと思ひまして、本日御同意方を願ひしたわけでございます。

ようしく御審議をいただきまして、ぜひとも御同意方をいただきますよう願ひ申し上げます。説明にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。